



パートナーシップ宣誓証明制度を開始します

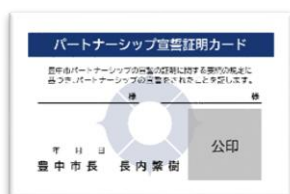
豊中市は、令和 7 年(2025 年) 3 月 1 日から、性別や性的指向及び性自認に関わりなく多様な選択ができるまちづくりの実現に向け、「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始します。本制度は、一方または双方が性的マイノリティの人で、互いを人生のパートナーとすることを約束した二人が、市に対して宣誓を行うことで、その関係を公的に証明するものです。本制度により、市営住宅の入居申し込みなど、一部の行政サービス利用することが可能となります。

同制度の概要

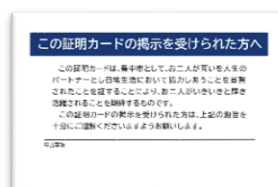
●要件（※一方または双方が性的マイノリティの人で全てを満たしている必要があります。）

- ・二人がどちらも成年に達していること。
- ・少なくとも一方が豊中市内在住、または市内への転入を予定していること
- ・宣誓しようとする人以外に、婚姻関係やパートナーシップ関係にない ほか

証明カード（表）



証明カード（裏）



●申込

パートナーシップ宣誓を希望する日の 1 週間前までに電話・メール等で事前予約

●利用できるサービス（※制度・サービスごとに所定の要件があります。）

サービス名	内容
市営住宅	パートナーとの入居申し込みが可能
市立豊中病院	医療行為等に関する同意等で活用できる
犯罪被害者等見舞金	配偶者と同等の権利を有する

順次利用できるサービスを増やしていきます。

▼申込方法など詳細は市のホームページをご覧ください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/pa-tona-sippu.html

【報道機関からの問い合わせ先】

市民協働部人権政策課女性支援係 担当：小林

T E L：06-6858-2654

E-mail：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp